

水戸市物価高騰対応プレミアム商品券事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 委託事業名

水戸市物価高騰対応プレミアム商品券事業業務委託

2 業務の概要

(1) 業務内容

水戸市物価高騰対応プレミアム商品券事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年12月28日（月）まで

(3) 委託場所

市内一円

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(5) 委託料上限額

490,000,000円

内訳：プレミアム分：400,000,000円

事務費：90,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本募集要項の公告日において、次の条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 自己又は自社の役員や連携企業等が、次のいずれにも該当する者でなく、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して、資金の提供や便宜の供与等を行い、暴力団の維持運営に協力又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (4) 国及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 国及び地方公共団体の入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (6) 当該業務に類似した業務を受託した実績があること。
- (7) 共同企業体の応募の場合は、次のとおりとする。
 - ア 参加事業者の中から代表事業者を定めること。なお、参加申込書提出後に、代表事業者の変更又は参加者の全部若しくは一部を変更することは原則認めない。
 - イ 参加事業者の全てが、(1)～(5)の要件を満たしていること。また、(6)の要件を満たす者を含むこと。
 - ウ 単独又は他の共同企業体で参加する者を参加事業者に含まないこと。

4 スケジュール

項目	日程
公募開始（市ホームページ掲載）	令和8年2月17日（火）
質疑書の受付期限	令和8年2月24日（火） 17時必着
質疑書に対する回答（最終回答）	随時（令和8年2月27日（金））
参加申込書等提出期限	令和8年3月6日（金） 17時必着
企画提案書等提出期限	令和8年3月11日（水） 17時必着
プレゼンテーションの実施	令和8年3月17日（火）
最終選考結果通知・公表	令和8年3月19日（木） 予定
委託契約締結	令和8年3月下旬

5 質疑及び回答

本実施要領及び仕様書に質疑がある場合は、【様式1】質疑書を提出すること。なお、質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

(1) 提出方法

電子メールにて提出すること。件名は「【会社名】水戸市プレミアム商品券事業質疑」とし、電子メール送信後、水戸市商工課に送付した旨の電話連絡を入れること。

(2) 提出先のメールアドレス

commerce@city.mito.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年2月24日（火） 17時必着

(4) 質疑への回答

質疑に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れのあるものを除き、令和8年2月27日（金）までに、随時本市のホームページに掲載する。なお、回答した内容は、本業務委託の仕様書及び本実施要領の追加又は修正とみなすものとし、回答に対する問合せ及び異議申立ては一切受け付けない。

6 参加申込書の提出など

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を各1部提出すること。
共同企業体での申込の場合、代表事業者以外はウ～キを提出すること。

ア 【様式2】参加申込書

イ 【様式3】参加資格に関する誓約書

ウ 事業者概要書（任意様式）

エ 決算書（任意様式）

オ 法人税及び消費税並びに地方消費税の納税証明書

カ 法人登記の履行事項全部証明書

キ 共同企業体協定書（任意様式：共同企業体での参加の場合のみ）

(2) 提出方法

持参又は郵送

持参の場合は、電話にて事前連絡を入れ、9時～12時又は13時～17時内に来庁すること（土日祝日除く）。

(3) 提出先

水戸市中央1-4-1 水戸市役所5階 産業経済部商工課

(4) 提出期限

令和8年3月6日（金）17時まで（郵送の場合は必着）

(5) 参加資格確認通知

参加申込書等を提出した者について、参加資格を満たすか否かの確認を行い、資格を有すると認めた場合、電子メールで参加資格確認通知を送付する。

7 企画提案書の提出など

(1) 提出書類

参加資格確認通知により本プロポーザルへの参加を認められた者は、提出期限までに次の書類を提出すること。

ア 企画提案書（任意様式）※1者1案とする 7部

イ 企画提案書の電子データ（CD-R又はDVD-R） 1部

ウ 【様式4】費用見積書 1部

エ 費用見積内訳書（任意様式） 1部

(2) 提出方法

持参又は郵送

持参の場合は、電話にて事前連絡を入れ、9時～12時又は13時～17時内に来庁すること（土日祝日除く）。

(3) 提出先

水戸市中央1-4-1 水戸市役所5階 産業経済部商工課

(4) 提出期限

令和8年3月11日（水）17時まで（郵送の場合は必着）

(5) 企画提案書

ア 内容

仕様書を参照の上、水戸市物価高騰対応プレミアム商品券事業業務委託事業者選定に係る主な評価項目及び配点表（別紙）の評価事項に沿って企画提案書を作成すること。

イ 規格等

(ア) 様式はA4判横、上とじ、文書は横書きとし、必要に応じてA3判の挿入も可とする。カラー、白黒は問わない。

(イ) ページ数は50ページ以内とし、表紙、裏表紙、目次をつけ、表紙、裏表紙、目次以外の各ページには一連のページ番号を記載すること。なお、表紙、裏表紙、目次はページ数に含まないものとする。

(ウ) 成果達成のため、指示業務以外の新たな提案を行うことを妨げない。なお、追加提案は必ず委託料上限内で行うこと。

(6) 見積書

本業務の実施に必要な費用の総額（プレミアム分、事務費の合計額）について、【様式4】費用見積書に記載した上で、見積額の内訳書（任意様式）を作成して提出すること。

見積額は、本委託業務上限額である490,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないものとする（プレミアム分として400,000,000円、事務費として90,000,000円以内）。この金額を超えた提案は無効とする。

8 事前審査

参加申込者が多数の場合は、提出された企画提案書等により事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する事業者を選定する場合がある。

9 プレゼンテーションの実施

(1) 日時、場所

令和8年3月17日（火）水戸市役所

プレゼンテーションは参加申込書等提出順で実施することとし、詳細は別途通知する。

参加申込者が希望し、委託者が了承した場合、オンラインでの実施も可とする。

(2) 参加者

3名以内（業務責任者となる予定の者は、必ず参加すること。）

(3) 実施時間

1事業者30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）

(4) 実施内容

提出した企画提案書に沿って、提案内容を説明すること。企画提案書の内容と相違しないよう留意すること。

(5) 機材

パソコン等を使用する場合は、提案者で準備すること。マイク、資料共有のためのプロジェクターについては、会場備え付けのものを使用する。

10 選定方法等

(1) 審査体制

審査は、水戸市物価高騰対応プレミアム商品券事業業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）が、別紙に掲げる評価項目に従って審査を行う。

(2) 審査方法

ア 委員会は、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、水戸市物価高騰対応プレミアム商品券事業業務委託事業者選定に係る主な評価項目及び配点表（別紙）に沿った審査を行い、最高評価を得た提案者を優先交渉権者、次点の提案者を次点交渉権者に選定する。参加申込書等の提出が1事業者であっても、プレゼンテーションを実施し、評価点数の総計が満点の6割以上となった場合、優先交渉権者に選定する。

プレゼンテーションの評価点数の総計が満点の6割に達しない場合は、優先交渉権者等を選定せず、再度プロポーザルを実施することとする。

イ 委員会は、前項の規定に関わらず、企画提案書等の提出書類の内容により、明らかに優れた申込者と判断できる申込者がいた場合は、プレゼンテーションを省略して優先交渉権者を選定することができる。

ウ 最高評価を得た事業者が2社以上ある場合は、委員長の判断により、優先交渉権者、次点交渉権者を選定するものとする。

11 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全プレゼンテーション参加者に、優先交渉権者、次点交渉権者、非選定のいずれかについて、3月19日（木）までに電子メールにて通知する。

また、本市ホームページにて、優先交渉権者及び次点交渉権者を掲載する。なお、選定結果に対する問合せ及び異議申立ては一切受け付けない。

12 契約

委託者は、優先交渉権者と業務内容等について協議を行い、協議内容を含めた見積合せを実施した上で、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。

優先交渉権者と業務委託契約を締結できない何らかの理由が生じた場合又は協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該委託契約について協議を行う。

13 留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格とし、業務委託契約締結後であっても、当該委託契約を解除できるものとする。

ア 本件の関係者に対して故意に接触を図り、自社の利益を図る行為を行ったとき。

イ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について、相談や開示を行ったとき。

ウ 期限を過ぎて提出書類が提出されたとき。

エ 委託料上限額を超えた見積書が提出されたとき。

オ 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。

カ プロポーザルの評価終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚したとき。

キ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある行為を行ったとき。

(2) その他

ア 提出された書類は返却しない。

イ 提出期限後における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

ウ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

エ プロポーザルへの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。

オ 提出された企画提案書等は、水戸市情報公開条例（平成13年水戸市条例第4号）に基づく開示請求の対象となる。

カ 本実施要領に規定されていない事項が生じたときは、公平性を考慮の上、適宜本市が判断するものとする。

14 担当課及び問い合わせ先

水戸市産業経済部商工課 担当：近藤、櫻井

電話：029-232-9185 FAX：029-232-9232

Mail：commerce@city.mito.lg.jp